

令和6年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和6年12月12日

日程第1	議案第59号	副村長の選任について
日程第2	議案第60号	教育委員会委員の任命について
日程第3	議案第61号	芸西村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例について
日程第4	議案第62号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
日程第5	議案第63号	芸西村印鑑条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第64号	芸西村手数料条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第65号	芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第66号	芸西村公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第67号	令和6年度芸西村一般会計補正予算（第5号）
日程第10	議案第68号	令和6年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第69号	令和6年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第70号	令和6年度芸西村下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第13	発議第3号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書
日程第14	発議第4号	学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書
日程第15	閉会中の継続調査の申し出	

令和6年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和6年12月12日

日程第1	議案第59号	副村長の選任について
日程第2	議案第60号	教育委員会委員の任命について
日程第3	議案第61号	芸西村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例について
日程第4	議案第62号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
日程第5	議案第63号	芸西村印鑑条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第64号	芸西村手数料条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第65号	芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第66号	芸西村公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第67号	令和6年度芸西村一般会計補正予算（第5号）
日程第10	議案第68号	令和6年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第69号	令和6年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第70号	令和6年度芸西村下水道事業会計補正予算（第1号）
追加日程第1	議案第71号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第2	議案第72号	議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第3	議案第73号	芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第4	議案第74号	令和6年度芸西村一般会計補正予算（第6号）
追加日程第5	議案第75号	令和6年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
追加日程第6	議案第76号	令和6年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
追加日程第7	議案第77号	令和6年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

追加日程第8	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 3	発議第3号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書
日程第 1 4	発議第4号	学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書
日程第 1 5	閉会中の継続調査の申し出	

招 集 年 月 日 令和 6 年12月12日（木）

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9 時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千代子	○
7	岡 村 俊 彰	○	8	小 松 康 人	○	9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
総 務 課 長	兼 健 康 福 祉 課 長	都 築 仁	会 計 管 理 者	高松 千恵	
産 業 振 興 課 長	吉永 卓史	土 木 環 境 課 長	山本 裕崇	企 画 振 興 課 長	池田 加奈
教 育 次 長	佐藤 大輔	総 務 課 長 補 佐	池田 豪	健 康 福 祉 課 長 補 佐	荒井 祐輔
健 康 福 祉 課 長 補 佐	長崎 寛司	産 業 振 興 課 長 補 佐	常光 紘正	土 木 環 境 課 長 補 佐	山崎 純裕
企 画 振 興 課 長 補 佐	岡村 公順	教 育 委 員 会 課 長 補 佐	岡村 まきみ		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和6年12月12日（木）

〔9：00 開会〕

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和6年第4回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、議案第59号副村長の選任についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第59号は原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま、芸西村副村長に選任された都築仁君から挨拶を受けることにします。

都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長

おはようございます。このたび村長からの選任を受け、本日村議会で同意をいただきまして、1月1日から、副村長としての仕事をさせていただくことになりました。まだまだ未熟で微力ではありますが、松本村長が目指す村づくりに向け、今後さまざまな政策を実現していくために、村長を補佐し、職員と、そして村民の皆さまにご協力をいただきながら、誠心誠意努力してまいりますので、今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願いします。

《日程第2》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第2、議案第60号教育委員会委員の任命についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第60号は原案のとおり同意することに決定しました。

《日程第3》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第3、議案第61号芸西村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第61号は原案のとおり決定しました。

《日程第4》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第4、議案第62号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第62号は原案のとおり決定しました。

《日程第5》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第5、議案第63号芸西村印鑑条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第63号は原案のとおり決定しました。

《日程第6》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第6、議案第64号芸西村手数料条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 64 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 7》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 7、議案第 65 号芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 65 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 65 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 8》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 8、議案第 66 号芸西村公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 66 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 66 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 9》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 9、議案第 67 号令和 6 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

おはようございます。9 番岡村星弥です。議案 67 号について質疑させていただきます。
令和 6 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）の 11 ページ、野外劇場改修工事につきまして、1700 万円の増額を計上されております。この時期では、結構大きな金額の補正ではありますが、詳細をお伺いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

担当課より岡村議員の質疑にお答えします。今回の野外劇場改修工事は、老朽化した擬木の手すり等の取

り替え工事です。駐車場南面の東西に設置されている手すり、多角形のステージがあるイベント広場に設置されている手すり、駐車場から海水プール跡地までの自転車道路南側に設置された柵について既存のものを撤去し、同等のものを設置するものです。

自転車道路南側の柵については、来訪者にベンチ代わりにご利用いただくことがありますが、この擬木が支柱から外れて落下する事例があり、急ぎ施設全体の擬木の点検を実施しました。点検を行いますと、長い期間、海風や波にさらされてきたことより、コンクリート製の手すりの一部が浸食していたり、接続部分のボルトが劣化している箇所が多くあることが分かりました。現在、特に危険な箇所については、もたれかかったり座ったりしないように張り紙やバリケードで立ち入りや使用を禁止しております。

設置してから約35年が経過して老朽化が進んでおり、部分的な修繕ではなく全体的な改修が必要だと考えています。来訪者の安全確保のために、早急な対処が求められることから今回の補正に計上させていただきました。

来年4月には、NHK連続テレビ小説「あんぱん」が放送され、ロケ地となった琴ヶ浜には多くの来訪者が期待されますので、それまでには工事を完了したいと考えています。

琴ヶ浜松原野外劇場については、現在、同じく老朽化によりウッドデッキの張り替えや、展望台や階段の手すりの爆裂部分等の改修を進めており、今回の擬木の改修と合わせて、安心・安全に楽しんでもいただける環境を整えて多くの方にお越しいただきたいと考えています。

○ 仙頭 一貴 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第67号は原案のとおり決定しました。

《日程第10》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第10、議案第68号令和6年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第68号は原案のとおり決定しました。

《日程第11》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第11、議案第69号令和6年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 69 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 69 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 12》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 12、議案第 70 号令和 6 年度芸西村下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
討論なしと認めます。
これから議案第 70 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 70 号は原案のとおり決定しました。

○ 仙頭 一貴 議長

お諮りします。

ただいま村長から、議案第 71 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 72 号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第 73 号芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第 74 号令和 6 年度芸西村一般会計補正予算（第 6 号）、議案第 75 号令和 6 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）、議案第 76 号令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 77 号令和 6 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、以上 8 件について、追加提案したいとの申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 から第 8 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

議案第 71 号から第 77 号と諮問第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 号から第 8 号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。〔事務局：追加日程の配付〕

○ 仙頭 一貴 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

《追加日程第 1》

○ 仙頭 一貴 議長

追加日程第 1、議案第 71 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。
提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長。

議案第 71 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

本改正は、令和 6 年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に合わせまして、芸西村の一般職職員の給与の改定を行うものです。

本年 4 月時点での民間給与との均衡を図るため、4 月に遡って月例給を改定し、かつ人材確保の観点等か

ら、若年層に重点を置いて、基本的な号給を引き上げるものです。

あわせて期末勤勉手当についても同様に、民間との均衡を図るため、平均支給月額を 0.1 月分引き上げるものです。支給月数の引き上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分しております。

施行期日は、第 1 条の期末勤勉手当の支給率と給料表の改定に関して、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用し、第 2 条の令和 7 年度の期末勤勉手当の支給率の改定は、令和 7 年 4 月 1 日からの施行としております。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 71 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 71 号は原案のとおり決定しました。

《追加日程第 2》

○ 仙頭 一貴 議長

追加日程第 2、議案第 72 号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長。

議案第 72 号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

本改正は、令和 6 年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の特別給が年間 0.05 月分引き上げられますので、特別職である議会議員の期末手当も同様に支給率の改定を行うものです。

令和 6 年度は 12 月に 0.05 月分引き上げ、令和 7 年度は 6 月と 12 月に 0.025 月分ずつ、合わせて年間 0.05 月分の引き上げを行うこととしております。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 72 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 72 号は原案のとおり決定しました。

《追加日程第 3》

○ 仙頭 一貴 議長

追加日程第 3、議案第 73 号芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長。

議案第 73 号芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

本改正は、令和 6 年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の特別給が、年間 0.05 月分引き上げられますので、村長と特別職の期末手当も同様に支給率の改定を行うものです。

令和 6 年度は 12 月に 0.05 月分引き上げ、令和 7 年度は 6 月と 12 月に 0.025 月分ずつ、合わせて年間 0.05 月分の引き上げを行うこととしております。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 73 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 73 号は原案のとおり決定しました。

《追加日程第 4》

○ 仙頭 一貴 議長

追加日程第 4、議案第 74 号令和 6 年度芸西村一般会計補正予算（第 6 号）を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長。

議案第 74 号令和 6 年度芸西村一般会計補正予算（第 6 号）を説明いたします。

1 ページをお願いします。

令和 6 年度芸西村一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 3463 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61 億 9293 万 4 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

55 款 5 項、国庫負担金 204 万 2 千円増。

10 項、国庫補助金 82 万円増。

60 款 5 項、県負担金 47 万 9 千円増。

10 項、県補助金 88 万 8 千円減。

75 款 5 項、繰入金 3218 万 6 千円増。

歳入合計 3463 万 9 千円の増です。

3 ページをお願いします。

歳出です。

5 款 5 項、議会費 64 万 1 千円増。

10 款 5 項、総務管理費 486 万円増。

10 項、徴税費 28 万 6 千円増。

15 項、戸籍住民基本台帳費 120 万 5 千円増。

25 項、統計調査費 12 万 4 千円増。

35 項、企画費 191 万 2 千円増。

15 款 5 項、社会福祉費 99 万 4 千円増。

10 項、児童福祉費 725 万円増。

20 款 5 項、保健衛生費 57 万 4 千円増。

25 款 5 項、農業費 119 万 9 千円増。

10 項、林業費 36 万 9 千円増。

35 款 5 項、土木管理費 155 万 1 千円増。

45 款 5 項、教育総務費 207 万 8 千円増。

10 項、小学校費 43 万 4 千円増。

15 項、中学校費 55 万 9 千円増。

20 項、幼稚園費 994 万 3 千円増。

25 項、社会教育費 62 万 8 千円増。

30 項、保健体育費 3 万 2 千円増。

歳出合計 3463 万 9 千円の増です。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく一般職員及び特別職の給与等の改正に伴い必要となる予算と、児童福祉費では、制度改正に伴い 2 月支払い予定の児童手当に不足が生じるため、それに伴う国及び県負担金の歳入を合わせて増額をしております。

補正予算の詳細につきましては、5 ページ以降の事項別明細書でご確認ください。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第 74 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 74 号は原案のとおり決定しました。

《追加日程第 5》

○ 仙頭 一貴 議長

追加日程第 5、議案第 75 号令和 6 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長。

議案第 75 号令和 6 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を説明いたします。

1 ページをお願いします。

令和 6 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 65 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9173 万 2 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

30 款 5 項、繰入金 65 万 8 千円増。

続きまして、歳出です。

5 款 5 項、総務管理費 65 万 8 千円増。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく一般職員の給与条例の改正に伴うものです。

詳細につきましては、4 ページ以降の事項別明細書でご確認ください。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 75 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 75 号は原案のとおり決定しました。

《追加日程第 6》

○ 仙頭 一貴 議長

追加日程第 6、議案第 76 号令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長。

議案第 76 号令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を説明いたします。

1 ページをお願いします。

令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 9902 万 1 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

45 款 5 項、一般会計繰入金 22 万 4 千円増。

歳出。

5 款 15 項、介護認定審査会費 22 万 4 千円増。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく一般職員の給与条例の改正に伴うものです。

詳細につきましては、4 ページ以降の事項別明細書でご確認ください。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 76 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。
従って、議案第 76 号は原案のとおり決定しました。

《追加日程第 7》

○ 仙頭 一貴 議長

追加日程第 7、議案第 77 号令和 6 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題にします。
提案者の提案理由の説明を求めます。山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。議案第 77 号令和 6 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条、令和 6 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条から補正内容をご説明いたします。

第 2 条では、当初予算の第 3 条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

支出。第 1 款第 1 項営業費用、補正予定額 50 万 4 千円の増。職員給与費になります。

第 3 条では、当初予算第 8 条に定めました、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、職員給与費を 50 万 4 千円増額するものになります。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴うものになります。

以下 2 ページからは、予算に関する説明書を添付しております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 77 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 77 号は原案のとおり決定しました。

《追加日程第 8》

○ 仙頭 一貴 議長

追加日程第 8、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本 巧 村長

諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたします。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員として推薦したい者の氏名は、山脇園。任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで、住所、生年月日等につきましては記載のとおりであります。

山脇氏は、令和 4 年 4 月に人権擁護委員に就任され、現在 1 期目であります。人柄は温厚で人当たりがよく、介護福祉施設に長く勤務した経験を生かし、現在も本職におきまして能力を発揮され、ご活躍をされております。

山脇氏におかれましては、引き続き人権擁護委員として積極的な人権擁護活動にご尽力いただけるご意向

でございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

〔事務局: 答申書配布〕

○ 仙頭 一貴 議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本件は、お手元に配布しました意見のとおり、答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は、お手元に配布しました意見のとおり答申することに決定しました。

《日程第13》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第13、発議第3号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。2番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

読み上げまして、提案理由の説明といたします。

日本の民法第750条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定められ夫婦同姓を義務付けています。実際には、女性の約95%が結婚に伴い姓を変更しています。

近年、家族の在り方は多様化し、国民の「夫婦の姓に対する意識」も年を追うごとに変化してきています。

2022年に内閣府が公表した「家族の法制に関する意識調査」では「夫婦同姓制度を維持した方がよい」と答えた人の割合が27.0%に対して何らかの法改正を求める回答が全体の70%以上となっています。

2024年6月、日本経済団体連合会は、政府に対して「選択的夫婦別姓の導入」を提言しました。これは、「旧姓の通称使用」では、日常的な不便さの解消や、名前によるアイデンティティを確保することができないという働く女性たちの声を反映しているものです。

2024年9月に共同通信が行った「全国首長アンケート」でも、選択的夫婦別姓を容認する回答は全体の78%に上っています。

10月には、国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に対して「選択的夫婦別姓の導入」を求める4回目の勧告を行っています。

選択的夫婦別姓制度は、夫婦別姓、夫婦同姓を選ぶ双方に対して権利を保障し、国民それぞれの思いをかなえる選択肢も実現できます。家族の在り方が多様化する今、適切な法的選択肢を用意することは、国及び国会の責務であると考えます。

よって、国におかれては、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和6年12月12日。提出先、衆議院議長、他各関係機関。以上、よろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。討論はありませんか。

1番堀川友久君。

賛成ですか、反対ですか。

○ 堀川 友久 議員

反対です。

○ 堀川 友久 議員

1 番堀川です。意見書に対し、反対討論をさせていただきます。

夫婦別姓については、今から結婚する本人同士は選択肢が増えることはいいことだと思います。しかし、今まで姓というものを大事にしてきた人たちの思いもあるのではないのでしょうか。それと、生まれてくる子どもの名のる姓に関して問題になってくるのでは、と考えます。別姓の場合、まず夫婦どちらかの姓を名のり、成人になってもう一度どちらかの姓を名のるか選択するという案があるそうですが、家族間のトラブルに発展する可能性もあるのではないかと考えます。

まだ、これから協議していく段階であると思いますが、このような夫婦別姓の選択をした場合の問題点が解消されてない今、賛成はしかねるという思いです。

○ 仙頭 一貴 議長

他に討論ありませんか。

4 番濱田圭介君。

賛成ですか、反対ですか。

○ 濱田 圭介 議員

賛成です。

○ 濱田 圭介 議員

4 番濱田です。賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

賛成ではありますが、諸手を挙げて賛成ということではございません。先ほど、堀川議員が申された内容については、理解はできます。実際問題として、民法等の法制化はもちろんですが、さまざまなケースが発生すると思われます。そのことにつきまして、さまざまなケースを全て法制化あるいはルール化、これは本当に難しい問題でございます。しかしながら、もともと相当歴史はありますが、逆に言うと古い考え方でございます。今、いろんな考え方が変わる中で選択肢が増える、このことについては賛成です。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

他に討論ありませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、発議第 3 号は否決されました。

《日程第 14》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 14、発議第 4 号学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。5 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

読み上げまして、提案理由の説明といたします。

学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書

教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置の問題が、本県の学校教育にも深刻な影響をもたらしています。

さまざまな教育課題が増える中、教員がゆとりをもって教育活動に専念するため、必要な教員を正規教員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための、定数の在り方の見直しが必要です。

教員一人あたりの授業の持ちコマ数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と、適正な勤務時間管理と長時間労働に抑制をかける残業代を支給可能とする給特法の改正が必要です。また、「新たな職」の創設には教育活動への影響も踏まえ慎重な審議が必要です。

全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任をもって条件整備をすすめていくことが求められます。

よって、芸西村議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1、国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法（業務標準法、高校標準法）の改正をすること。2、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を行うこと。3、「新たな職」の創設には、教育活動への影響を考慮した慎重な審議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和6年12月12日。提出先、衆議院議長、他各関係機関。以上よろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、発議第4号は原案のとおり決定しました。

《日程第15》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第15、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和6年第4回芸西村議会定例会を閉会します。

〔9：53 閉会〕